

平成31年度 日本学生支援機構給付型奨学生の推薦基準

埼玉県立朝霞高等学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、基本的に機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

(3) 学力及び資質について

学校の定める提出期限内に申請した者の中で、調査書における評定平均値が最も高い者から推薦することとする。評定平均値が等しくなった場合は、経済状況を踏まえて総合的に判断する。(在校生は2年次までの評定平均値、卒業生は卒業までの評定平均値とする。)

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 以下(注)の施設等に入所していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)こと)

(注)社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる))生徒等をいう。

- ① 児童養護施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する施設)
- ② 児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
- ③ 児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)

- ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を営む者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を営む者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
- ⑥ 里親(同法第6条の4に規定する者)

(5) 対象者について

平成30年度卒業見込み者と、2カ年にさかのぼって卒業生も対象とする。朝霞高等学校で「4名」の給付型奨学金を推薦する。

※社会的養護を必要とする者については、機構から示される人数によらず、上記(1)から(4)により選考し、機構に推薦するものとする。